

令和 7 年度定期監査の結果に関する報告
(令和 8 年 4 月 13 日付け浜田市監査委員告示第 3 号)
に基づいて浜田市長等が講じた措置の公表

浜田市監査委員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

1 市長公室

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 資金前渡口座を確認したところ、上期及び下期に発生した預金利息が、下期にまとめて収入処理されていた。 [浜田市財務規則第 64 条第 2 項]	① 指摘事項 ア 今後は、浜田市財務規則第 64 条第 2 項の規定を改めて所属内で周知徹底し、資金前渡口座で預金利息が生じた都度（上期及び下期）、収入処理を行うよう改善します。また、定期的な事務処理の点検を行い、再発防止に努めます。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

2 議会事務局

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 起案書に決裁日の記入がないものがあった。 〔浜田市事務処理規則第 29 条〕 ③ 意見 ア 政務活動費について 議会事務局では、各議員から提出された政務活動費収支報告書を確認して支払いをしている。 収支報告書の中で、必要事項の記載がないもの、計算誤りがあるもの、領収日の記載がない領収書が添付されているなど、確認が不十分なものが見受けられた。今後、収支報告書を受け付けた際には、適宜誤り等の指摘を行われたい。	① 指摘事項 ア 決裁が完了したときに速やかに決裁日を記入するよう局内で周知しました。 ③ 意見 ア 政務活動費のマニュアルを改訂するとともに、具体的な記載例も併せて全議員へ改めて周知し、提出前の自己点検を徹底するよう依頼しました。併せて、議会事務局においては複数職員による確認体制を徹底し、不備等がある場合は速やかに補正を求め、適正な状態で受理します。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(1) 総務課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 令和6年度費用弁償の一部が支払われず、令和7年度に支払われているものがあった。 [地方自治法施行令第143条第1項] イ 起案書に決裁日の記入がないものがあった。 [浜田市事務処理規則第29条]	① 指摘事項 ア 支払進捗管理表を作成し、ダブルチェックにより執行状況を把握する仕組みを構築しました。あわせて、事案発生後は速やかに支払処理を行う原則を課内に周知徹底し、事務の遅延防止と再発防止を図りました。 イ 起案文書の記入漏れを防止するため、決裁完了時に速やかに必要事項を記入するとともに、起案文書の整理・保管時に再度確認することとしました。これらを課内に周知徹底し、再発防止を図りました。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(2) DX 推進課（旧デジタル推進室分）

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 起案書の訂正箇所を押印せずに鉛筆で訂正されているものがあった。 [浜田市事務処理規則第 23 条]	① 指摘事項 ア 訂正箇所が無いかどうか、また、訂正がある場合は事務処理規則に則った訂正が行われているかどうか決裁後に必ず確認します。これらを課内に周知し、再発防止を図りました。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(3) 防災安全課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 前渡資金出納簿が作成されていなかった。 [浜田市財務規則第 63 条] イ 受付印の押印がない文書があった。また、受付印の押印はされているが、文書番号の記載がないものがあった。 [浜田市事務処理規則第 19 条] ウ 起案書の訂正箇所を押印せずに訂正されているものがあった。 [浜田市事務処理規則第 23 条] エ 起案書に決裁日の記入がないものがあった。 [浜田市事務処理規則第 29 条] ③ 意見 ア 備蓄物資について 災害の中でも最大避難者が予想される地震・津波被害にあわせ、12,000 人分の 3 食分（1 日分）の備蓄ができており、ベッドなどの備品に近いものは、状態を確認して、国の補助金を活用して買い揃えるように計画されている。今後は、備蓄物資の分散保管や賞味期限前の有効活用、災害時のドローンの活用など、様々な課題に鋭意取り組まれない。	① 指摘事項 ア 前渡資金の都度、前渡資金出納簿を作成します。 イ 受付印の押印及び文書番号の記載をします。 ウ 起案書の訂正箇所には押印します。 エ 起案書には決裁日を記入します。 ③ 意見 ア 限られた予算を有効活用して必要な物資のローリングストックを維持し、災害時には災害時応援協定などにより民間の力も活用できるように、体制を整えます。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(4) 人事課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 受付印の押印がない書類があった。 [浜田市事務処理規則第 19 条] ③ 意見 ア 特殊勤務手当について 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給するものである。 社会情勢が変化する中、職員が従事しなければならない特殊な勤務も変化しており、近年では「鳥獣等対応業務従事手当」が新設されている。 今後も、現状に沿った特殊勤務手当の再編と、職員のモチベーションにつながる手当の導入を検討されたい。	① 指摘事項 ア 今後は、浜田市事務処理規則第 19 条の規定を改めて所属内で周知徹底するとともに、定期的な事務処理の点検の実施を行い、再発防止に努めます。 ③ 意見 ア 特殊勤務手当については、社会情勢の変化や業務内容の多様化を踏まえ、適切に対応していく必要があるものと認識しております。 ご意見のとおり、近年新設された手当も含め、現行制度が実態に即したものとなっているか検証を行うとともに、勤務の特殊性の実態把握、他自治体の状況の調査、職員のモチベーション向上の観点などを踏まえ、今後の手当の在り方について検討を進めてまいります。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(5) 行財政改革推進課

監査結果	措置等結果
③ 意見 ア 浜田市第2期公共施設再配置実施計画について 令和6年度末の将来更新投資額の削減実績累計額（ハコモノ）は、88億3,800万円となっており、40年間（2014～2053年）に必要な更新投資額は年平均で約61.3億円（ハコモノ27.1億円、インフラ34.2億円）と試算されている。これに対し、健全な財政運営を維持しながら捻出できる投資可能額は年平均約34億円に留まっており、必要額が可能額の約2倍に達するという大きな乖離がある。この問題を解決するため、更新投資額（整備費）の約5割削減を目指し、「総資産量の適正化」、「長寿命化等の推進」、「民間活力の有効活用」の3つの柱を方針として取り組んでいる。こうした方針のもと、計画実施に当たっては、次世代への負担軽減や将来の人口構造の変化に合わせた必要な機能に集中投資できるよう努力されたい。	③ 意見 ア 人口減少を見据え、既存施設を単に減らすのではなく、統廃合や複合化など、ニーズに対応した施設運営に見直します。 例えば、学校や他の機能を持った施設を統合し、世代を超えた交流の場とすることに加え、行政手続のDX化や効率化等で必要な財源を確保し、将来のニーズに即した機能へ賢く投資を集中させ、次世代への負担軽減や将来の人口構造の変化に合わせて必要な機能に集中投資できるよう計画を毎年ローリングして時代に沿った計画となるよう努力します。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(6) 財政課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 郵便切手類受払簿が作成されていなかった。 [浜田市財務規則第 140 条]	① 指摘事項 ア 郵便切手類受払簿を作成しました。使用の際は、使用者とは別に確認者が随時残枚数を確認するようにします。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

5 総務部

(7) 契約管理課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 各課から依頼される契約関係の起案書に、契約管理課の起案者が記入すべき決裁日の記入漏れが散見された。 [浜田市事務処理規則第 29 条]	① 指摘事項 ア 起案文書への決裁日記入漏れを防止するため、決裁完了時に速やかに必要事項を記入するとともに、起案文書の返却時に再度確認することとしました。これらを課内に周知徹底し、再発防止を図りました。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

6 弥栄支所

(1) 防災自治課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 起案書に決裁日の記入がないものがあつた。 [浜田市事務処理規則第 29 条]	① 指摘事項 ア 決裁日の記入がない起案書は不適切であるため、直ちに決裁日を記入し、今後は漏れがないよう適正に処理します。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

6 弥栄支所

(3) 産業建設課

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 前渡資金出納簿が作成されていなかった。 [浜田市財務規則第 63 条] イ 実践研修生滞在施設使用料について、10 円未満切り捨てとすべきところを、100 円未満切り捨てとしていた。 [浜田市行政財産使用料条例第 3 条第 3 項] ③ 意見 ア 浜田市ふるさと体験村施設について 浜田市ふるさと体験村施設は、令和 5 年 4 月に営業を再開した。再開後は黒字を維持しているが、利用料金収入は計画を下回っており、利用者数の確保が課題となっている。今後は、どぶろく事業の再開や体験交流事業の拡充等を計画しているところだが、施設の持続的な管理・運営を確保するため、指定管理者と連携しながら、利用者数増加に向けた取り組みを着実に推進されたい。	① 指摘事項 ア 作成し、適切な管理を行います。 イ 今後は、所属内で周知徹底するとともに、再発防止に努めます。 ③ 意見 ア 指定管理者と連携し利用者数増加に向けた取り組みを進めていきます。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

7 教育委員会

(1) 教育総務課（金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室を含む）

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 前渡資金出納簿が作成されていないかった。 [浜田市財務規則第 63 条] イ 起案書に決裁日の記入がないものがあつた。 [浜田市事務処理規則第 29 条] ③ 意見 ア 浜田市立小中学校統合再編計画について 本市の児童生徒数は、平成 24 年度に 4,295 人（小学校 2,855 人、中学校 1,440 人）であつたものが、令和 6 年度には 3,498 人（小学校 2,279 人、中学校 1,219 人）となり、平成 24 年度と比較して、797 人（18.6%）の減少となっている。また、令和 13 年度には 2,664 人（小学校 1,592 人、中学校 1,072 人）となることが予想されている。教育環境の整備は最重要課題の一つであり、施設の老朽化が進み、大規模修繕等が必要な学校も増えてくるため、新たな学校統合計画の策定に早期に着手するよう検討されたい。	① 指摘事項 ア 作成し、適切な管理を行います。 イ 今後、記入漏れのないようにします。 ③ 意見 ア 令和 8 年度予算にて、学校統合計画審議会費を措置しており、新たな学校統合計画の策定に向けて着手します。

イ 図書館の利用者数について

全館の来館者数は令和5年度と比較して、1,888人(1.2%)減少、利用者数は390人(0.5%)増加し、利用者数は約75,000人で推移している。人口減少や若者の本離れなどにより、限られた利用者へのサービスとなっていると分析される。今後も、魅力ある開かれた図書館を目指し、利用者数増加に向けた更なる取り組みを検討されたい。

イ 「魅力ある開かれた図書館」を実現し、利用者数をさら増加させるためには、従来の「本を貸し出す場所」という枠を超え、コミュニティの拠点やデジタル社会に対応したサービスへと進化させる取り組みを検討してまいります。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

7 教育委員会

(2) 学校教育課（学力向上推進室を含む）

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 出張復命書が帰庁後 1 週間以上経過して作成されているものがあった。[浜田市職員服務規程第 18 条第 3 項] イ 県からの交付決定通知書等に受付印の押印がなく、文書番号の記入がないものがあった。 [浜田市教育委員会事務処理規則第 12 条] ウ 決裁権者までの決裁を受けていない起案があった。 [浜田市教育委員会事務処理規則第 18 条、浜田市事務処理規則第 24 条] エ 起案書に必要な関係課への合議を受けていないものがあった。 [浜田市教育委員会事務処理規則第 18 条、浜田市事務処理規則第 25 条第 1 項] オ 起案書に決裁日の記入がないものがあった。 [浜田市教育委員会事務処理規則第 18 条、浜田市事務処理規則第 29 条] カ 補助金交付申請日が適切でないものがあった。 [浜田市補助金等交付規則第 4 条、浜田市補助金等交付規則運用基準第 3 条第 1 項] キ 補助金交付における概算払いの理由が適切でないものがあつ	① 指摘事項 ア 今後、期限内に提出します。 イ 受付印の押印をし、文書番号を記入するよう指導を行いました。 ウ 対象の起案について、決裁を受けました。 エ 今後、漏れがないよう確認します。 オ 今後、記入漏れのないようにします。 カ 申請日について、各学校に注意喚起します。 キ 概算払いについて、理由の見直しを行います。

た。 [浜田市補助金等交付規則第 13 条 第 1 項、浜田市補助金等交付規則 運用基準第 7 条第 1 項] ク 学校への資金前渡について、資 金前渡をすることができる限度額 によることなく、各学校へ年 2 回 又は一括での支払いがされてい た。 [浜田市財務規則第 62 条] ③ 意見 ア 学校支援員配置事業について 教員の負担を軽減し、教員が本 来の教育活動に集中できるように するため、学校支援員、スクール・ サポート・スタッフ、部活動地域指 導者等の配置がされている。本事 業に対しては国や県から補助金が 交付されているものの、その金額 は現場が必要とする時間数には十 分でない状況にある。また、国や県 から次年度補助金の内容が示され る時期も市の予算要求時期に間に 合っておらず、次年度の事業計画 を立てるにあたり支障をきたして いる。今後、市は国や県に更なる財 源確保策を求めるとともに、早期 に次年度補助金の概要を提示され るよう要請されたい。 イ 学校への資金前渡について 浜田市財務規則第 62 条(資金前 渡の限度額)に「常時支払をする経 費にあつては 3 月分の予定額」と 規定されているにもかかわらず、 各学校へは資金前渡の限度額によ	ク 資金前渡の取扱いについて、課 内で協議を行います。 ③ 意見 ア 今後は、早期に次年度補助金の 概要を提示できるよう検討しま す。 イ 今後、財政課と協議して整理を します。
--	---

ることなく年 2 回又は一括で支払いがされている。財政課等と協議し、適切な事務処理を検討されたい。	
---	--

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

7 教育委員会

(3) スポーツ振興課（高校総体・国スポ・全スポ推進室を含む）

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 支払完了後、前渡資金の精算を速やかに行っていないものがあった。 [浜田市財務規則第 65 条第 1 項] イ 補助事業等の完了後 2 週間以内に実績報告書が提出されていないものがあった。 [浜田市補助金等交付規則第 11 条、浜田市補助金等交付規則運用基準第 5 条] ウ 浜田市弥栄運動広場施設について、使用許可申請書の受付が規定された期日より前のものがあった。 [浜田市弥栄運動広場施設条例施行規則第 2 条第 2 項] エ 浜田市フットサルやさか競技場について、規定の使用許可申請書が提出されていないものがあった。 [浜田市フットサルやさか競技場条例施行規則第 2 条第 1 項] ③ 意見 ア スポーツ施設の改修等について 老朽化に伴うスポーツ施設の改修等について、令和 4 年 6 月に浜田市社会教育施設長寿命化計画を策定しているが、予算の確保が難しいことや、計画外の突発的な修	① 指摘事項 ア 今後、速やかに精算処理を行います。 イ 補助申請者に対し指導を行いました。 ウ 受付事務を行う弥栄支所に指摘事項を共有するとともに、当課へ申請書が提出された際にも確認を行います。 エ 申請団体及び管理運営業務委託先に対し、指導を行いました。 ③ 意見 ア スポーツ施設再配置・整備計画の見直しを行うとともに、施設のスクラップ&ビルドを基本とした最適化を検討し、市民の安全確保や費用抑制を図ります。

繕等によって、計画より遅延している状況にある。財政面等の課題があることは理解するが、市民の安全確保や費用抑制を図るため、可能な限り計画に沿った形で改修等が進められるよう、優先順位を明確にしたうえで対応されたい。

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

7 教育委員会

(4) 文化振興課（神楽文化伝承室を含む）

監査結果	措置等結果
① 指摘事項 ア 国からの交付決定通知書に受付印の押印がないものがあった。 [浜田市事務処理規則第 19 条] ③ 意見 ア 浜田市教育文化振興事業団について 各施設では様々なサービス向上の取り組みを行っており、利用者数や収入額がコロナ禍以前の水準に回復している傾向が見られる。一方で、施設の老朽化により、多額の修繕費を費やしている状況がある。今後は、効果的な情報発信を更に工夫し、魅力的な企画を増やすことで、利用者数の増加を重点的に検討されたい。また、市民にとって愛着のある施設であり続けるため、所管課として、事業団の活動を更に積極的に支援されたい。	① 指摘事項 ア 今後は、浜田市事務処理規則第 19 条の規定を改めて所属内で周知徹底するとともに、定期的な事務処理の点検の実施を行い、再発防止に努めます。 ③ 意見 ア 各施設への利用者増に向け、企画展や各種事業を更に魅力的な内容となるよう努めるとともに、施設と連携して市内外への情報発信に努めます。 事業団の活動についても、連携を密に取りながら積極的な支援に取り組めます。